

交通事故でむち打ち被害 に遭われた方へ

当事務所では交通事故被害者の方からのご相談、ご依頼を多数承っておりますが、傷病名がむち打ち（外傷性頸部・腰部症候群）の方が比較的多くおられます。

交通事故でむち打ち被害に遭われた方の中には、当事務所にご相談なさる前の対応が必ずしも適切ではなかったために、後遺障害等級認定に障害が生じるケースがあります。

本書面はそのような障害が可能な限り生じないように、すなわち、交通事故むち打ち被害者の方が、適正な後遺障害等級認定を得られるようにすることを目的とするアドバイスです（結果を保証するものではありません。）。

交通事故むち打ち被害者の方で、内容がよく分からない場合、遠慮なくご連絡ください。初回のご相談は無料です。ご相談に来られたら依頼しなければならないということはありません。

1. 実況見分調書の取得（後遺障害等級認定とは必ずしも関係ありませんが、適正な賠償を得るために必要です。）

人身事故の場合、実況見分調書が作成されているはずです。

交通事故証明書に記載されている警察署に連絡し、実況見分調書がどこの検察庁にあるかを確認してから、その検察庁へ連絡し、**実況見分調書の閲覧、謄写**（謄写ができなければ、デジカメ等で写真を撮影する。）をします。実況見分調書は加害者の処分決定後、一定期間が経過すると廃棄されてしまいますので、早目に取得することが大切です。

過失割合について争いがある場合、実況見分調書の取得は不可欠です。過失割合について争いがなくても、後に相手方が過失割合について争う可能性もありますので、実況見分調書を取得しておくべきです。

2. どこで治療するか

必ず**整形外科へ通院**してください。整骨院や整体ではなく、整形外科で治療してください。

3. 事故直後に行なっておくべき検査

レントゲン撮影をしない病院はないと思いますが、MRI撮影はしない（あるいはMRIがない）病院は結構あります。**必ずMRI撮影**をお願いしてください。

4. 整形外科受診時の留意点

① 前記2で述べたとおり、必ずMRI撮影をお願いしてください。

② **自覚症状を詳細に伝え、必ずカルテに記載**してもらってください。痛みだけではなく、痺れ（しびれ）や知覚異常（たとえば皮膚の感覚が麻痺しているように感じる）についても、具体的に伝え（たとえば、中指の感覚が麻痺しているように感じるとすれば、「手の感覚がおかしい。」と伝えるのではなく、「中指

の感覚が麻痺している。」というように具体的に伝えることが大切です。), カルテに記載してもらってください。

自覚症状の一貫性が、後遺障害等級認定を得られるかのポイントになることがあります。その際に、カルテに記載されていなければ、自覚症状の一貫性の証明ができません。

5. いつまで治療するか

被害者としては、症状が継続しており、治療によって改善が見込まれるのであれば、治療を続けるべきです（少なくとも6ヵ月程度）。

保険会社が治療の打ち切りを打診してきた場合、症状が継続しており、治療によって改善が見込まれるのであれば、原則として被害者側から治療の打ち切りに同意するべきではありません。保険会社が一方的に治療を打ち切ってきた場合には、その後の治療については自費で行なうか（その後保険会社に請求し、回収できる場合もありますが、できない場合もあります。）治療を終了するかを、決めなければなりません。

このような段階に来ているのであれば、一度ご相談なさることをお勧めします。初回の相談料はかかりませんし、ご相談に来られたら依頼しなければならないということもありません。

症状が継続しているけれども、一進一退で改善しない、という段階にきたら、その時点を「症状固定」といい、その時点で残存している症状のことを後遺症といいます。

治療としては、「症状固定」の時点を終了となります。

6. 後遺障害診断書について

治療が終了した段階で、後遺障害が残っている場合には、後遺障害診断書を作成してもらいます。

当事務所では、後遺障害の等級認定は**被害者請求**（任意保険会社を通して行なうのではなく、被害者が直接自賠責請求する方法）にて行なうことを原則としています。

自賠責は基本的に書類審査ですので、必要な検査が行なわれていなかったり、記載漏れがあったりすると、本来認定されるべき等級が認定されないこととなります。

主治医に後遺障害診断書の作成をお願いする前に、一度、ご相談なさることをお勧めします。初回の相談料はかかりませんし、ご相談に来られたら依頼をしなければならぬということもありません。

①自覚症状、②画像上の異常所見、③神経学的検査上の異常所見を漏れなく後遺障害診断書に記載してもらい、必要書類を揃えて自賠責に提出します。

③神経学的検査については、次頁に記載しているようなものがあります。

【頸椎捻挫の場合】

- ・ スパーリング・ジャクソンテスト
- ・ 深部腱反射（上腕二頭筋・上腕三頭筋・腕橈骨筋）：両側チェックし， 5段階表示
- ・ 筋委縮：両側チェック

【腰椎捻挫の場合】

- ・ ラセーグテスト
- ・ S L Rテスト
- ・ F N Sテスト
- ・ 深部腱反射（大腿四頭筋・下腿三頭筋）：両側チェックし， 5段階表示
- ・ 筋委縮：両側チェック

これらの検査を行なってもらい，異常所見が得られたものを後遺障害診断書に記載してもらいます。